緑の環境をつくり育てる条例第９条の施行に関する基準（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正後（案） |
| （用語の定義）  第２条　この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）及び都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）の例による。  　（第１号から第８号まで省略）  (9)　壁面緑化　建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設をいう。  （第10号から第21号まで省略）  （緑化施設の算出基準）  第３条　建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。  (1)　壁面緑化　緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に１メートルを乗じて得た面積  （第２号アからイまで省略）  ウ　敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が覆われている部分であって、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面がアの樹冠の水平投影面又はイの円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計  （ｱ）　当該覆われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。  Ａ≦18Ｔ₁＋10Ｔ₂＋４Ｔ₃＋Ｔ₄  この式において、Ａ、Ｔ₁、Ｔ₂、Ｔ₃、Ｔ₄は、それぞれ次の数値を表すものとする。  Ａ　当該部分の水平投影面積（単位平方メートル）  Ｔ₁　高さが４メートル以上の樹木の本数  Ｔ₂　高さが２．５メートル以上４メートル未満の樹木の本数  Ｔ₃　高さが１メートル以上２．５メートル未満の樹木の本数  Ｔ₄　高さが１メートル未満の樹木の本  数  （ｲ）（ｱ）の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。  （第３号から第６号まで省略）  ２　緑化施設の面積は、前項の規定によるほか、緑化施設の種別ごとの当該各号に定めるところにより算出するものとする。  (1)　壁面緑化の面積　しゅん工時に、壁面が多年生の植物に覆われている部分の合計が垂直方向に１メートル以上となる部分について算出した面積とする。ただし、ツル性木本が水平方向１メートル当たり３株以上植栽され、かつ、垂直方向に１メートル以上連続した誘引施設が設置されている場合は、水平投影の延長に含めることができる。  ア　緑化施設が壁面と一体的かつ直立して整備されている部分の延長とする。  イ　傾斜した壁面に整備した緑化施設の面積を含めることはできない。  新規  （第２号から第８号まで省略）  第４条　緑化施設の面積及び緑化率は、次の方法により算出するものとする。  　（第１号及び第２号省略）  (3)　緑化施設を複数箇所に整備した場合､水平投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。  (4)　壁面緑化を複数箇所に整備した場合、水平投影が重なる部分の長さを重複して算出することはできない。  （第５号から第９号省略）  （緑化施設の整備方法）  第５条　緑化施設は次のとおり整備すること。  (1)　景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体が調和良くなるよう、緑化施設を配置すること。  （第２号から第11号省略）  新規  新規 | （用語の定義）  第２条　この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）及び都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第１号）の例による。  　（第１号から第８号まで省略）  (9)　壁面緑化　建築物の外壁に整備された緑化施設をいう。  （第10号から第21号まで省略）  （緑化施設の算出基準）  第３条　建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。  (1)　壁面緑化　第２条第９号に規定する緑化施設で、補助資材、植栽基盤等を用いて整備する場合は、植物の生育が見込まれる部分の鉛直投影面積の合計  （第２号アからイまで省略）  ウ　敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が覆われている部分であって、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面がアの樹冠の水平投影面又はイの円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計  （ｱ）　当該覆われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。  Ａ≦18Ｔ₁＋10Ｔ₂＋４Ｔ₃＋Ｔ₄  この式において、Ａ、Ｔ₁、Ｔ₂、Ｔ₃、Ｔ₄は、それぞれ次の数値を表すものとする。  Ａ　当該部分の水平投影面積（単位平方メートル）  Ｔ₁　高さが４メートル以上の樹木の本数  Ｔ₂　高さが２．５メートル以上４メートル未満の樹木の本数  Ｔ₃　高さが１メートル以上２．５メートル未満の樹木の本数  Ｔ₄　高さが０．４メートル以上１メートル未満の樹木の本数  （ｲ）（ｱ）の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。  （第３号から第６号まで省略）  ２　緑化施設の面積は、前項の規定によるほか、緑化施設の種別ごとの当該各号に定めるところにより算出するものとする。  (1)　壁面緑化の面積　しゅん工時に、緑化施設が建築物の外壁と一体的に整備されている部分について、次のいずれかの方法により算出した面積の合計とする。  ア　壁面の１平方メートルの方眼当たり、適切な誘引施設が設置され、かつ、ツル性木本が水平方向１メートル当たり３株以上植栽されている部分又は壁面の１平方メートルの方眼当たり、土壌その他これに類する資材が適切に設置され、かつ、多年生の植物（落葉性の草本を除く。）が10株以上植栽されている部分の面積とする。  イ　壁面に土壌その他これに類する資材によって植栽基盤が面的に設置され、かつ、多年生の植物によって面的に覆われている部分の面積とする。ただし、土壌その他これに類する資材は、植物体を支えるだけではなく、根が伸長できる性質と十分な厚みがあり、保水性及び排水性が確保できるものでなければならない。  ウ　壁面に多年生の植物が誘引資材等の補助を受けることなく付着し、強風や自重によって剥落する恐れがなく覆っている部分の面積とする。  （第２号から第８号まで省略）  第４条　緑化施設の面積及び緑化率は、次の方法により算出するものとする。  　（第１号及び第２号省略）  (3)　緑化施設を複数箇所に整備した場合､壁面緑化を除く水平投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。  (4)　壁面緑化を複数箇所に整備した場合、鉛直投影が重なる部分の面積を重複して算出することはできない。  　（第５号から第９号省略）  （緑化施設の整備方法）  第５条　緑化施設は次のとおり整備すること。  (1)　景観の向上や環境の改善のために、樹木を中心とし、全体の調和が良くなるよう、緑化施設を配置すること。  （第２号から第11号省略）  (12)　壁面緑化を整備する場合は、耐久性に優れた資材を選定するとともに、容易に維持管理ができる整備内容とすること。高所に壁面緑化を整備する場合は、安全性を確保するとともに、せん定や植替え等適切な維持管理が可能な整備内容とすること。人工地盤を用いる場合は、植物を良好に生育させるため、隅々まで十分にかん水される整備内容とすること。  附　則  この基準は、令和６年４月１日から施行する。 |